

いじめ防止基本方針

学校法人長聖

サミットアカデミー長聖小学校
サミットアカデミー長聖中等教育学校

令和8年4月1日

目 次

はじめに -----	2
1 いじめに対する基本姿勢 -----	2
(1) 学校の方向性といじめ防止の共通点	
(2) 学校としてなすべきこと	
(3) 教師としてなすべきこと	
2 いじめ問題の理解 -----	6
(1) いじめをとらえる視点	
(2) いじめの様態	
(3) いじめの認知	
(4) いじめの背景と児童生徒の気持ち	
3 いじめの防止 -----	8
(1) 基本的な考え方	
(2) いじめ防止のための措置	
4 いじめの早期発見 -----	9
(1) 基本的な考え方	
(2) いじめ早期発見のための取組	
5 いじめに対する措置 -----	10
(1) 基本的な考え方	
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への対応	
(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言	
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	
(6) ネット上のいじめへの対応	
(7) 重大事態発生時の対応	
6 いじめ防止対策委員会 -----	16
7 いじめ防止等の取組の年間計画 -----	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

サミットアカデミー長聖中等教育学校及びサミットアカデミー長聖小学校（以下、「本校」という。）では、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童生徒の実態に応じた取組を推進する。また、必要に応じて長野県県民文化部県民の学び支援課私学振興係や教育委員会、関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 学校の方向性といじめ防止の共通点

本校は、教育理念である「自由と愛」のもと、日本人としての資質とグローバルに活躍できるマインドとスキルを兼ね備え、世界の舞台で自分らしく地球に貢献できる「グローバルジャパニーズ」を育むことを目指している。

「グローバルジャパニーズ」で目指されるマインドやスキルと「いじめ」防止の考え方とは、いくつかの観点で関連性がある。

① 異文化理解力と共感力

異なる価値観や背景を持つ人々に対する理解を深めることで、他者への共感や尊重の念が育まれる。いじめはしばしば、相手の違いや弱点を理解せず、尊重しないことから生じる。異文化理解力を高めることで、多様性を受け入れる姿勢が育ち、いじめの予防につながる。

② コミュニケーションスキル

効果的なコミュニケーションスキルは、誤解や対立を避けるために重要である。相手の立場や気持ちを理解し、適切な言葉や行動でコミュニケーションを取ることで、いじめの原因となるトラブルを未然に防ぐことができる。

③ 柔軟性と適応力

いじめの背景には、変化に対する不安や、異なる考え方を受け入れられない硬直した態度がある場合が多い。柔軟な思考と適応力を持つことで、他者の意見や状況に対しても寛容になり、いじめの抑止につながる。

④ リーダーシップと協働能力

リーダーシップを発揮し、積極的に他者を助ける姿勢は、いじめを防ぐだけでなく、コミュニティ全体の雰囲気を向上させる。協働能力を高め、チームで問題を解決することができれば、いじめが起きた場合でも効果的に対処できる。

⑤ 倫理観と社会的責任

グローバルな視点で倫理観を養うことで、いじめがいかに個人や社会に悪影響を及ぼすかを理解できる。いじめを行わない、またはいじめを止める行動を取ることは、社会的責任の一部であると認識することが重要である。

⑥ 自己肯定感とアイデンティティの確立

自国の文化や歴史に誇りを持ち、自分自身のアイデンティティをしっかりと確立することで、いじめの対象になりにくくなる。自己肯定感が高いと、他者からの否定的な影響を受けにくくなり、いじめに対しても強い立場を取ることができる。

「グローバルジャパンーズ」として必要なスキルや資質は、いじめの予防や対処にも有効である。特に、他者への共感や理解、効果的なコミュニケーション、リーダーシップなどは、いじめが発生するのを防ぐだけでなく、もし発生した場合でもそれを解決する力を育てることができる。教職員は、「グローバルジャパンーズ」の資質を高めることが、いじめのない健全な環境を作り出す助けになることを意識しながら、子どもたちに関わっていくことが大切である。

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・児童生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにもなると認識する。
- ・教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・教職員による校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。
- ・年度当初に学校便り、学年通信等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え方、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会等を活用して周知を図る。
- ・人権教育として、授業参観や保護者懇談会を通じ、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図ること

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。

- ・いじめの早期解消に向けて、職員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。
- ③ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること
- ・いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
 - ・日頃より家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
 - ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。
- ④ いじめの起きにくい学校、クラスづくりをすること
- i 授業中の児童生徒指導の充実
 - ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、児童生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
 - ・児童生徒主体の探究的な学習形態を重視した「探究的な授業」を展開し、学習活動に充実感や探究心の高まりを促す学習を行い、自己肯定感や自己効用感が高まる授業を心がける。
 - ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
 - ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての児童生徒が安心して学習できるようにする。
 - ・個々の学習のゴールが明確である授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。
 - ii サミットステージ、英語モジュール、ホームルーム、生活科、道徳での学習
 - ・多様性の理解・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
 - ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、児童生徒に訴える。
 - iii クラス活動
 - ・クラス内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようとする。
 - ・係活動、児童会や委員会活動等を通し仲間との協力、コミュニケーションの大切さに気づき、気配り、思いやり、配慮の気持ちと個々の責任について考えさせる。
 - iv 行事（文化祭、運動会、合唱コンクール、クラスマッチなど）
 - ・児童生徒が企画や運営に携わり、挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を行い、児童生徒が主体的に取組めるように支援する。

- ・異学年交流や学校種間交流、地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

v 児童生徒の主体的活動の活用

- ・児童生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、児童生徒自身が発案し、協力して成し遂げる喜びを体得できるよう支援する。
- ・児童生徒が自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるよう、自発的・自治的活動を促す。

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

児童生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

児童生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

④ 心の居場所づくりに努めること

児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童生徒及び児童生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

⑤ 一人一人の心の理解に努めること

連絡ノート等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も児童生徒と一緒に活動したりし児童生徒一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。

⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

⑦ 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童生徒一人一人のようすを観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

児童生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

- ⑨ いじめを受けた児童生徒を最後まで守ること
いじめを受けた児童生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること
担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- ⑪ 児童生徒や保護者からの声に誠実に答えること
日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。
- ⑫ 教師自身が人権感覚を持って児童生徒と接すること
教師は児童生徒を一人の人間として尊重しなければならない。教師は児童生徒の自由な意見を積極的に聴き、すべての児童生徒を平等に扱うこと。また、教師は児童生徒と相互に学び合うという姿勢を持つことで、自らの教育方法を改善できるよう努める。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

この基本方針における「いじめ」とは、法第2条に基づき、以下の通り定義する。

本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの様態

下記の状況や類似する行為は、いじめの可能性を注意深く見極めることが大切である。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

いじめと個人的トラブルの境界線は両者が複雑に絡み合っており、見極めることが難しいことも十分に考え得るが、いじめではないかとの視点を持つことが肝要である。その上で、個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立っておこなう。またその判断は特定の教員のみによることなく、「いじめ防止委員会」に相当する組織としての職員会（後述）において複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、いじめと判断できる場合は加害行為を行った児童生徒に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った児童生徒に悪意はなかったと判断できる場合、そのことを十分考慮のうえで対応する。
- ・いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と児童生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、児童生徒の育ち、児童生徒を取巻く状況を多方面から探り、児童生徒の気持ちを読み取るよう努力する。それにより、当該児童生徒に対する対応への示唆が得られ、日常的な未然防止にもつながる。

① いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣、忍耐力やストレスの適切な解消の仕方など躾が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を味わえない。(学校)

また、児童生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらあることを念頭に置く。

② いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいることがある。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在によって成り立っている。

個人同士のトラブルに見えて、ある個人に対する極度の感情的な排除の気持ちからいじめにつながることを理解しておく必要がある。いじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、いじめを抑制する声や行動が現れるような学級経営を行うよう努力していく。

③ いじめる児童生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、i 過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとすること、ii 集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、iii ねたみや嫉妬感情、iv 遊び感覚やふざけ意識、v いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

3 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・児童生徒同士、児童生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・児童生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、P D C A サイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成

する。

- ・児童生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

③ いじめを生まないために指導上留意すること

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・教職員の不適切な言動によって、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。
- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・教育活動全体を通して、児童生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようとする。
- ・小中一貫・連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で児童生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

⑤ 児童生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・児童会や生徒会を中心に、児童生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択・クローバーキャンペーンの取組等)
- ・児童生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したり

することなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。

- ・グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・必要に応じて、無記名でいじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。
- ・保護者向けのアンケートを行い、家庭において子どもからの訴えがないかを把握する。

② 教育相談体制

- ・教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・児童生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・教師と児童生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・保護者懇談会等を通して教師と保護者的好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・「保健室だより」を始め学年通信等の通信を児童生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知を始めとした啓発等を行う。
- ・気になる児童生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

③ その他

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で児童生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・日記や生活ノート等から、児童生徒の悩みを把握する。
- ・相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を周知する。

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込みます、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みます、速やかに管理職に報告し、職員会

で情報共有する。

- ・速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・校長が事実確認の結果を私学振興係に報告する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への対応

- ・児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・児童生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・児童生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・児童生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかつた児童生徒や傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめ

- i 揭示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」
 - ・掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
 - ・電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
 - ・特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。
- ii メールでの「ネット上のいじめ」
 - ・誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
 - ・「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
 - ・「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
 - ・グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずしをしたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

② ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

③ ネットいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・児童生徒間の情報に注意したり、ネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。

- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う。

《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（違法・有害情報相談センターサービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権110番」 0120-007-110
- 教育指導課心の支援室 026-235-7436

(7) 重大事態発生時の対応

《重大事態とは》（法第28条）

- 一、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な障害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「いじめによって転校などを余儀なくされた場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することもあり得る。

重大事態発生時には、いじめられた児童生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

① 報告

- ・重大事態が発生した場合は速やかに校長、理事長に報告する。

② 初期対応

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかに「いじめ防止委員会」に相当する組織である職員会を「危機対応チーム（危機管理委員会）」として立ち上げる。
- ・関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関（消防・警察・私学振興係等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

③ 事実関係を明確にするための調査を行う

- ・学校又は学校の設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

i 調査委員会の設置

- ・学校は速やかに理事長及び県私学振興係に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は理事会が調査委員会を設置する。
- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・その際、県私学振興係や教育委員会から必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

ii 組織の構成

- ・公平性・中立性・客觀性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。
(※長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照)

④ 調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

i いじめられた児童生徒からの聴き取り

- ・いじめられた児童生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うと

ともに、在籍児童生徒や教職員に関する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童生徒の事情や心情に配慮した上で、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

ii いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

⑤ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国的基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月 生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」(県教育委員会)を参考として実施する。

⑥ 調査結果の提供及び報告

i いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

ii 調査結果の報告

調査結果については、理事長、私学振興係等に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

⑦ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校

生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6 いじめ防止対策委員会

法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」に相当する組織を職員会として設置し、職員会を通して、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。構成員は校長を筆頭に、副校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭ほか常勤職員（正副学級担任）とする。いじめ防止対策委員会としての職員会の役割は以下の通りとする。

- ① いじめの未然防止の取組の計画立案と評価
 - ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
 - ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
 - ・学校生活アンケート（いじめアンケート）を必要に応じて実施し、取組の見直しを行う。
- ② いじめの早期発見、早期対応、状況把握及び分析
 - ・個別相談やアンケートなどで得られた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。
- ③ いじめを受けた児童生徒に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた児童生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑤ いじめを行った児童生徒に対する指導
- ⑥ いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ その他いじめの防止に係ること
 - ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
 - ・いじめ問題に対する職員研修会を企画する。

以上に定めるもののほか、職員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

7 いじめ防止等の取組の年間計画

未然防止の取組（全校集会やホームルーム活動、行事）、早期発見の取組（個人面接やアンケート調査など）、いじめ防止の取組に対する評価計画（学校生活アンケートの時期を含む）等について、必要に応じて年間計画に位置づける。